



鳥取県公報

平成12年10月20日(金)
第7225号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	鳥獣保護区の存続期間の更新（森林保全課）..... 1
	銃猟禁止区域の設定（ " ）..... 2
	県道の区域の変更（道路課）..... 3
	県道の供用の開始（ " ）..... 3
選管告示	選挙管理委員会の招集..... 3
公 告	落札者の決定（管理課）..... 4
調達公告	公募型指名競争入札の実施（2件）（農政課）..... 4

告 示

鳥取県告示第583号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行令（昭和28年政令第254号）第1条第2項ただし書の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和25年農林省令第108号）第20条の規定により告示する。

平成12年10月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	区 域	存 続 期 間	面 積
湖山池鳥獣保護区	鳥取市湖山地内の県道伏野覚寺線と県道湖山停車場布勢線との交点を起点とし、同点から県道湖山停車場布勢線を南方に進み、同県道と市道古海高住線との交点に至り、同市道を西方に進み、同市道と県道鳥取鹿野倉吉線との交点に至り、同県道を西方に進み、同県道と県道金沢伏野線との交点に至り、同県道を北方に進み、同県道と市道湖岸線との交点に至り、同市道を北方に進み、同市道と鳥取市伏野地内の農道との交点に至り、同農道を北方に進み、同農道と県道伏野覚寺線との交点に至り、同県道を東方に進み起点に至る線により囲まれた一円の地域	平成12年11月1日から平成22年10月31日まで	1,160ヘクタール
久松山鳥獣保護区	鳥取市丸山地内の県道伏野覚寺線と市道山の手通りとの交点を起点とし、同点から同県道を北東に進み、同県道と市道丸山町7号線との交点に至り、同市道を北東に進み、同市道の終点に至り、同点と八幡池堤防西端とを直線で結んだ線を北東に進み、同堤防に至り、同堤防を北東に進み、	平成12年11月1日から平成22年10月31日まで	460ヘクタール

同堤防の東端に至り、同所から山林と耕地との境界を東方に進み、同市円護寺地内の円相院参道と市道円護寺1号線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み、同市道と市道円護寺覚寺線との交点に至り、同市道を南東に進み、同市道と市道天徳寺通りとの交点に至り、同市道を南西に進み、同市道と市道円護寺4号線との交点に至り、同市道を南東に進み、同市道の終点に至り、同点から鳥取市有林と耕地等との境界を南東に進み、国有林コンクリート標1号に至り、同標から国有林と民有林との境界を東方、南方及び北方に進み国有林石標454号に至り、同石標から長田神社参道を南西に進み、市道東町12号線に至り、同市道を南西に進み、同市道と市道山の手通りとの交点に至り、同市道を北西に進み起点に至る線により囲まれた一円の地域

鳥取県告示第584号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第10条の規定に基づき、次のとおり銃猟禁止区域を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和25年農林省令第108号）第27条において準用する同令第26条の規定により告示する。

平成12年10月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	区 域	存 続 期 間	面 積
河内川銃猟禁止区域	気高郡気高町大字宝木地内の国道9号と県道矢口鹿野線との交点を起点とし、同点から同国道を東方に進み、同国道と2級河川河内川との合流点に至り、同川右岸を南方に進み、同川右岸と町道上光下光元二本木線との交点に至り、同町道を西方に進み、同町道と県道矢口鹿野線との交点に至り、同県道を北方に進み、同県道と町道下坂本村内線との交点に至り、同町道を北方に進み、同町道と県道矢口鹿野線との交点に至り、同県道を北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成12年11月1日から平成22年10月31日まで	153ヘクタール
大高銃猟禁止区域	米子市下郷地内の市道下郷4号線と佐陀川右岸の交点を起点とし、同点から同川右岸を南方に進み、同川右岸と精進川との合流点に至り、同川右岸を南東に進み、同川右岸と県道淀江岸本線との交点に至り、同県道を南東に進み、同県道と精進川左岸との交点に至り、同川左岸を北西に進み、同川左岸と佐陀川との合流点に至り、同川右岸を南方に進み、同川右岸と市道尾高河岡線との交点に至り、同市道を南西に進み、同市道と佐陀川左岸との交点に至り、同川左岸を北方に進み、同川左岸と市道下郷4号線との交点に至り、同市道を東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成12年11月1日から平成22年10月31日まで	19ヘクタール

鳥取県告示第585号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成12年10月20日から2週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成12年10月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

路 線 名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
倉吉福本線	倉吉市湊町297 - 1地先から同市湊町455 - 2地先まで	変更前	16.0 ~ 16.0	34.3
		変更後	16.0 ~ 28.0	34.3

路 線 名	変 更 前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
木地山倉吉線	変更前	倉吉市宮川町161 - 4地先から同市宮川町188 - 11地先まで	9.0 ~ 19.8	378.0
	変更後	倉吉市宮川町161 - 4地先から同市宮川町183 - 2地先まで	9.0 ~ 20.3	271.0
		倉吉市湊町297地先から同市宮川町188 - 11地先まで	16.2 ~ 36.0	325.8

鳥取県告示第586号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成12年10月20日から2週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成12年10月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

路 線 名	区 間	供用開始の期日
倉吉福本線	倉吉市湊町297 - 1地先から同市湊町455 - 2地先まで	平成12年10月20日
木地山倉吉線	倉吉市宮川町161 - 4地先から同市宮川町183 - 2地先まで	〃
〃	倉吉市湊町297地先から同市宮川町188 - 11地先まで	〃

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第93号

平成12年第11回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成12年10月20日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

- 1 日時 平成12年10月23日 (月) 午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会室
- 3 議題
 - (1) 平成12年度政治団体関係者研修会の開催について
 - (2) その他

公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成12年10月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

- | | |
|--------------------|--|
| 1 調達件名 | 主要地方道鳥取鹿野倉吉線道路改良工事(三朝トンネル) |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 落札決定日 | 平成12年8月25日 |
| 4 落札者の氏名及び住所 | 主要地方道鳥取鹿野倉吉線道路改良工事(三朝トンネル) フジタ・森本・井木・河金
特定建設工事共同企業体
広島市中区中町8-6 |
| 5 落札価格 | 3,129,000,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。) |
| 6 入札公告日 | 平成12年7月7日 |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県土木部道路課路政係
鳥取市東町一丁目220 |

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成12年10月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 工事の概要
 - (1) 工 事 名 県営広域営農団地農道整備事業東伯中央地区(赤松橋)上部工工事
 - (2) 工事場所 東伯郡東伯町大字赤松
 - (3) 工事内容

本件工事は、倉吉市桜から中山町羽田井までを結ぶ農道の東伯町大字赤松地内の谷部を横断する橋りょう上部工の製作、桁^{けた}の架設及び橋面工を行う工事を特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による分担施工によって行うものである。

(4) 工事概要

橋りょう上部工製作及び架設

設計荷重：B活荷重

形式：5径間連続非合成^{ばんけた}鋼桁（耐候性鋼材）

橋長：L = 182.0m

支間長：33.30m + 3 × 38.00m + 33.30m

平面線形：曲線

斜角：90°

幅員：全体幅員 = 8.5m

道路幅員 = 7.5m

車道幅員 = 6.0m

架設工法：トラッククレーン工法（ベント工法）

橋面工：床版工 一式

舗装工 一式

高欄工 一式

(5) 工期 平成12年11月から平成14年2月20日まで

(6) 予定価格 356,254,500円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 本件工事を、共同企業体による分担施工により行い、各構成員の分担を、次のとおりとすること。

(ア) 橋りょう上部工製作及び架設工事は、代表者による施工とすること。

(イ) 橋面工工事は、代表者以外の者による施工とすること。

イ 共同企業体は、(2)で定める資格を満たす者2名により自主的に結成されたものであること。

(2) 共同企業体の構成員に関する条件

ア 構成員共通の資格

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(イ) 平成12年10月20日（金）から同年11月24日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(ウ) 平成12年4月1日（土）からあって通知する本件入札までのいずれの日においても、会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

イ 代表者の資格

(ア) 鋼構造物工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

(イ) 平成11年鳥取県告示第375号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加資格告示」という。）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、鋼橋工事に係るものを有すること。

(ウ) 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成10年10月1日から平成11年9月30日までの間にあるものに限る。）の結果における鋼構造物工事の総合評点が1,100点以上である

こと。

(エ) 平成2年度以降に道路橋における鋼製上部工の^{けた}桁製作から架設工事までの一連の工事（以下「橋りょう上部工の同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

(オ) 本件工事のうち代表者の施工に係る工事の施工期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

a 平成2年度以降において元請けとして施工した橋りょう上部工の同種工事の現場経験を有する者であること。

b 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

c 監理技術者にあつては、鋼構造物工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

ウ 代表者以外の者の資格

(ア) 県内に本店を有する者であること。

(イ) 土木工事について、建設業法第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

(ウ) 入札参加資格のうち、一般土木工事のA級に係るものを有すること。

(エ) 入札参加資格告示五による資格決定通知書に記載された一般土木工事における総合点数が1,070点以上であること。

(オ) 平成2年度以降に工事が完成している道路橋の橋面工工事又は下部工工事（以下「橋面工の同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

(カ) 本件工事のうち代表者以外の者の施工に係る工事の施工期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を配置できること。この場合において、分担工事費が2,500万円以上の場合にあつては、専任で配置しなければならない。

a 平成2年度以降において橋面工の同種工事の現場経験を有する者であること。

b 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

c 監理技術者にあつては、土木工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成12年10月20日（金）から同年11月1日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農政課総務係（鳥取県庁本庁舎4階）

八頭郡都家町大字郡家100 鳥取県八頭地方農林振興局総務課（八頭総合事務所内）

倉吉市東巖城町2 鳥取県倉吉地方農林振興局総務課（中部総合事務所内）

米子市菟町一丁目160 鳥取県米子地方農林振興局総務課（西部総合事務所内）

日野郡日野町根雨140-1 鳥取県日野地方農林振興局総務課（日野総合事務所内）

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農政課総務係（鳥取県庁本庁舎4階）

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県農林水産部農政課総務係（電話番号 0857 - 26 - 7331）とする。

(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるときとは限らない。

(3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格を持って入札をした者を落札者とすることがある。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成12年10月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工 事 名 県営ふるさと農道緊急整備事業第2南大山地区（1号橋）上部工工事

(2) 工事場所 日野郡江府町大字貝田

(3) 工事内容

本件工事は、江府町大字宮市から溝口町大坂までを結ぶ農道の江府大字貝田地内の谷部を横断する橋りょう上部工の製作、^{けた}桁の架設及び橋面工を行う工事を特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による分担施工によって行うものである。

(4) 工事概要

橋りょう上部工製作及び架設

設 計 荷 重：B活荷重

形 式：2径間連続非合成^{ばんげた}鋼桁（耐候性鋼材）

橋 長：L = 126.0m

支 間 長：75.35m + 49.35m

平 面 線 形：直線

斜 角：90°

幅 員：全体幅員 = 7.5m

道路幅員 = 6.5m

車道幅員 = 5.5m

架 設 工 法 : 送り出し工法

橋 面 工 : 床版工 一式

舗装工 一式

高欄工 一式

(5) 工 期 平成12年11月から平成14年1月30日まで

(6) 予定価格 329,196,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類 (以下「技術資料等」という。) の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 本件工事を、共同企業体による分担施工により行い、各構成員の分担を、次のとおりとすること。

(ア) 橋りょう上部工製作及び架設工事は、代表者による施工とすること。

(イ) 橋面工工事は、代表者以外の者による施工とすること。

イ 共同企業体は、(2)で定める資格を満たす者2名により自主的に結成されたものであること。

(2) 共同企業体の構成員に関する条件

ア 構成員共通の資格

(ア) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。

(イ) 平成12年10月20日 (金) から同年11月24日 (金) までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(ウ) 平成12年4月1日 (土) からおって通知する本件入札までのいずれの日においても、会社更生法 (昭和27年法律第172号) の規定による更生手続開始の申立てが行われた者 (入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。) でないこと。

イ 代表者の資格

(ア) 鋼構造物工事について、建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

(イ) 平成11年鳥取県告示第375号 (建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加資格告示」という。) に基づく入札参加資格 (以下「入札参加資格」という。) のうち、鋼橋工事に係るものを有すること。

(ウ) 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査 (審査基準日が平成10年10月1日から平成11年9月30日までの間にあるものに限る。) の結果における鋼構造物工事の総合評点が1,100点以上であること。

(エ) 平成2年度以降に道路橋における鋼製上部工の^{けた}桁製作から架設工事までの一連の工事 (以下「橋りょう上部工の同種工事」という。) を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

(オ) 本件工事のうち代表者の施工に係る工事の施工期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

a 平成2年度以降において元請けとして施工した橋りょう上部工の同種工事の現場経験を有する者であること。

b 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

c 監理技術者にあつては、鋼構造物工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

ウ 代表者以外の者の資格

- (ア) 県内に本店を有する者であること。
- (イ) 土木工事について、建設業法第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。
- (ウ) 入札参加資格のうち、一般土木工事のA級に係るものを有すること。
- (エ) 入札参加資格告示五による資格決定通知書に記載された一般土木工事における総合点数が1,070点以上であること。
- (オ) 平成2年度以降に工事が完成している道路橋の橋面工工事又は下部工工事（以下「橋面工の同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。
- (カ) 本件工事のうち代表者以外の者の施工に係る工事の施工期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を配置できること。この場合において、分担工事費が2,500万円以上の場合にあっては、専任で配置しなければならない。
 - a 平成2年度以降において橋面工の同種工事の現場経験を有する者であること。
 - b 主任技術者にあっては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であること。
 - c 管理技術者にあっては、土木工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成12年10月20日（金）から同年11月1日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農政課総務係（鳥取県庁本庁舎4階）
八頭郡家町大字郡家100 鳥取県八頭地方農林振興局総務課（八頭総合事務所内）
倉吉市東巖城町2 鳥取県倉吉地方農林振興局総務課（中部総合事務所内）
米子市鞆町一丁目160 鳥取県米子地方農林振興局総務課（西部総合事務所内）
日野郡日野町根雨140-1 鳥取県日野地方農林振興局総務課（日野総合事務所内）

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農政課総務係（鳥取県庁本庁舎4階）

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県農林水産部農政課総務係（電話番号 0857 - 26 - 7331）とする。

- (2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。
- (3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。
- (4) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格を持って入札をした者を落札者とすることがある。